

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省)

制度名	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例（①農協等関係）					
税目	法人税（措法第 68 条の 2 ①一～三）					
要望の内容	<p>本制度の適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）の 3 年間延長。</p> <p>[現行制度]</p> <p>以下の合併については、法人税法第 2 条第 12 号の 8 の規定にかかわらず、適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林中央金庫と信連 ② 全国を地区とする農協連とその会員たる農協連 ③ 農協と農協 					
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</th> <th>一百万円 (▲500 百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 政策目的</p> <p>農協系統組織を効率的な組織に再編することによる農業者の経営支援機能の強化。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農協系統が、食料の安定供給等食料・農業・農村基本法が求めている基本理念（食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興）の実現に役割を果たしていくためには、社会経済の変化に対応し得る組織に再編していく必要がある。</p> <p>特に、農協系統組織に対しては、持続可能な農業の実現に向け、農産物の販売力の強化、資材価格の引下げ、円滑な資金供給等の農業者の経営発展のための役割を果たすことが求められているが、このような役割を適切に発揮できるようにしていくためには、本制度を延長することにより農協等の合併を促進し、効率的な組織に再編していく必要がある。</p> <p>加えて、信用事業を行う農協系統については、我が国の金融システムの一翼を担っていることから、農業者等に対する円滑な資金供給等の観点から、本措置による合併を後押しすることで、経営の健全性を確保する必要がある。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一百万円 (▲500 百万円)			
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一百万円 (▲500 百万円)					

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	<p>「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>						
		政策の達成目標	農協等の合併を推進し、農協系統組織及び事業の効率化並びに経営の健全性の確保を図ることを通じて、農業者に対する農業支援機能を強化。						
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成28年3月31日まで（3年間）						
		同上の期間中の達成目標	<p>農協等の合併により農業者への経営支援機能を効率的に發揮できるようとするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を22年度（17,138億円）対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協（22年度末56農協）の減少、信用事業を行うすべての農協につき自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>						
政策目標の達成状況		<p>着実に農協合併が進展しており、事業管理費も削減され、また、健全性の維持も図られているが、農業を巡る環境が厳しい中で、農協が農業者の支援機能を適切に発揮していくためには一層の効率化が求められており、各県において、本年秋の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p>○総合農協の事業管理費の推移</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>20,812億円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>18,007億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>17,138億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自己資本比率</p> <p>信用事業を行う725農協が8%以上を維持（22事業年度）</p> <p>○組織再編の状況（平成13年4月（制度創設時）～平成24年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①9県信連が農林中金と統合、 ②30経済連が全農と統合、 ③総合農協数（H13年3月末：1,347JA→H24年9月：710JA） 		平成13年度	20,812億円	平成18年度	18,007億円	平成22年度	17,138億円
平成13年度	20,812億円								
平成18年度	18,007億円								
平成22年度	17,138億円								

	要望の措置の適用見込み	平成25年度以降3年間で78農協が参加して22件の合併が予定。																
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農協系統における自主的な合併の取組が行われており、本措置で後押しすることにより着実な推進が期待できる。 また、東日本大震災の被災県で要望期間内に資本注入農協を含めた県内農協の再編が具体的に検討されている。 なお、本措置は簿価合併とすることにより課税の繰延べを認めるものであり、合併の阻害要因となる課税関係を生じさせないことは合併を円滑に進める上で有効である。																
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	要望期間中に相当数の合併が見込まれるところであり、合併の前後を通じて農業者に対する支援機能が維持される中で課税関係を生じさせないことは、合併を円滑に進める上で不可欠である。 本措置は、一般法人がグループ内の再編や共同事業を行う合併(適格合併)に認められている措置につき、協同組合の特性を踏まえて同様の措置を講じるものであり、また、課税の繰延べを求めるものであることから税制措置によることが適正である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	(単位:件、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>32</td> <td>12</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>662</td> <td>221</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table>	年度	21年度	22年度	23年度	被合併組合数	32	12	5	適用件数	14	6	1	減税額	662	221	79
年度	21年度	22年度	23年度															
被合併組合数	32	12	5															
適用件数	14	6	1															
減税額	662	221	79															
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	農協等の合併等により、農業者が事業利用を通じて負担することとなる農協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。また、農協等の財務基盤が強化され、すべての組合で自己資本比率8%以上が維持されている。																
	前回要望時の達成目標	農協合併の推進、連合会の再編による農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保																

	前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理由	H21.4～H24.4 の間、24 件、64 農協が参加して合併が行われ、農協数が 750 (20 年度期末：JA 全中会員ベース) から 710 (24 年度期首：JA 全中会員ベース) となるとともに、同期間に構想実現率を向上させた都道府県が 3 県、さらに、構想数を見直し合併推進を図る都道府県が 6 県あるなど、農協合併構想実現に向けた成果が現れている。 ただし、農業を巡る環境が厳しい中で、農業者を支援する農協等についても一層の効率化が求められており、各県において、本年秋の取りまとめに向け、合併構想の見直し、推進に向けた検討が行われており、引き続き本措置を講じる必要がある。
これまでの 要望経緯		平成 13 年新設要望 平成 15 年拡充要望（適格要件の緩和） 平成 16 年延長要望 平成 19 年延長要望 平成 22 年延長要望